

令和2年 第1回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和2年1月10日(金) 午前10:00~10:30

2. 場 所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (6人)

職 名	番 号	氏 名
会長	10	日向 将行
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (4人) 1番 田守和人、2番 長井進、6番 橋端哲美、7番 谷地村久人

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和2年第1回1月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、4番工藤勉君にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は6名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には3番下村勇一郎君、並びに、9番佐藤久美子君を指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に、日程第3、報告第1号、農地使用貸借合意解約の受理についてを事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、報告第1号、農地使用貸借合意解約書の受理について説明いたします。 このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので報告いたします。 3ページをお開きください。 受付番号第1号の貸人、借人は使用貸借合意解約書写しのとおりです。 受付番号第1号の解約に係る理由は、貸人が農業者年金受給のため、息子である現借人と使用貸借権の設定をしていましたが、現借人の労働力不足により耕作できない状態のため、利用効率を考え中間管理機構に貸出しするため解約を行うものです。 以上、報告といたします。
議長	ただいまの事務局説明に対して、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 次に日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 事務局より受付番号第1号及び2号の議案の朗読と説明を求めます。
事務局	4ページをお開きください。 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可につ

	<p>いて説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、使用貸借の再設定が2件、交換売買が2件で4件です。</p> <p>5ページをお開きください。</p> <p>議案第1号、受付番号1号の申請は、譲渡人が引き続き農業者年金を受給のため、使用貸借権の再設定で、設定期間は10年です。</p> <p>5ページに議案書の写し、6ページに農地法3条1項の調査書、7ページに許可申請書の写し、8ページに使用貸借契約書の写し、9ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、6ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>10ページをお開きください。</p> <p>議案第1号、受付番号2号の申請は、先程と同様に譲渡人が引き続き農業者年金を受給のため、使用貸借権の再設定で、設定期間は10年です。</p> <p>10、11ページに議案書の写し、12ページに農地法3条1項の調査書、13、14ページに許可申請書の写し、15ページに使用貸借契約書の写し、16ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、12ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第1号、2号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より、受付番号第3号及び4号の議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>17ページをお開きください。</p> <p>受付番号第3号、第4号について説明いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号第3号及び4号の申請はお互いの所有権の交換です。</p> <p>受付番号第3号の申請地の畑は、譲受人所有の畑が近隣にあることで、利用効率等を考慮し申請されたものです。</p> <p>また、受付番号第4号の申請地は譲受人の宅地と隣接していることで、作業等の利用効率などから受付番号3号と同様に申請されました。</p> <p>受付番号第3号は、17ページに議案書の写し、18ページに農地法3条1項の調査書、19ページに許可申請書の写し、20ページに位置図を添付しておりますので</p>

	<p>参考にしてください。</p> <p>また、18ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>21ページをお開きください。</p> <p>受付番号第4号の詳細は、21ページに議案書の写し、22ページに農地法3条1項の調査書、23ページに許可申請書の写し、24、25ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、22ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第3号、4号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか</p>
	<p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第1号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は原案のとおり承認することとしました。</p>
議長	<p>次に、日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>26ページをお開きください。</p> <p>日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>整理番号2の1号、受付番号1号、整理番号2の2号、受付番号2号、整理番号2の3号、受付番号3号、整理番号2の4号、受付番号4号について説明いたします。</p> <p>27ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の1号、受付番号1号は、令和元年12月16日付けで新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、27ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>28ページは、新郷村長からの協議文書、29ページは農用地利用集積計画公告一</p>

	<p>覧表の写し、30ページから31ページまでは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、32ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>次に33ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の2号、受付番号2号は、令和元年12月16日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、33ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は5年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定です。</p> <p>34ページに新郷村長からの協議文書、35ページに農用地利用集積計画公告一覧表の写し、36ページから37ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、38ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>次に40ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の3号、受付番号3号は、令和元年12月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、40ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>42ページに新郷村長からの協議文書、44ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、45ページから46ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、50ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>次に47ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の4号、受付番号4号は、令和元年12月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、41ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>42ページに新郷村長からの協議文書、44ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、48ページから49ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、50ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の1号から4号までの説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。

	<p>これより採決いたします。</p> <p>議案第2号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は原案のとおり承認することとしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和2年第1回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議 長

署名者

署名者